

処 分 基 準

令和3年1月26日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第1項
処 分 の 概 要：警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3031）
備 考：

り

9/2 "" >/>&"" >1² 6õ€>'

2 ç 4* o/œm'¼	6õ€² 8o	(8®)
>/ 1 #æ³i '¼.k 0°3U	2''' >3²''' >/8o 2''' ²''' >/•	>G
>0 1 0Éì ° Ü#æ³*O»4* o	2''' >3²''' >38o	>G
>1 1 0ÉV&g*O»4* o	2''' >4² 2''' ²''' >0•	>G
>2 1 0Éf , #æ³i '¼.k 0°3U	2''' >5²''' >28o_ > 8 Z=#ÝM• 2''' >3²''' >/8o 2''' ²''' >/•	>G
>3 d b ^ 84"4(Ó%4_ > E• d b , 0ç'¼ † *O»4* o í d b ^ 84" 4(Ó%4_ > E• d b , 0ç'¼ † i '¼ .k 0°3U	2''' >7² 2''' ²''' >1•	>C
>4 š f † *O»4* o í š f † i '¼.k 0°3U↳&z S• d b d ~ ...†'ö 3,, M• ¶ ó \$ (6õ€>'	2''' ²''' >/8o 2''' ²''' >1•	>C
>5 1 0Éi n <#æ³*O»4* o	2''' ²''' >18o	>G
>6 š f † *O»4* o í š f † i '¼.k 0°3U↳&z S• d b d ~ ...†'ö 3,, M• ¶ ó \$ (è ¥ b ¶ ó \$ (6õ€>'	2''' ²''' >28o_ > 8 Z=#ÝM• 2''' ²''' >/8o 2''' ²''' >1•	>C
>7 1 0ÉÉá*O»4* o	2''' ²''' >/8o''' >2 • 2''' ²''' >2•	>G
i *O2 K	2''' ² 2''' ²''' >1•	>?
A*...@1™ (\ ^ • G \ b&—F4* o >&1™ *...@2''' ²''' >08o_ 4* o K S œ†7VC >'	2''' ²''' >/8o	>G
A*...†1™ » _ ' O• G \ b &—F4* o — 1™ *..._ > — j c5 4#» @6 WS œ ß 1™ *..._3M#» @6 WS œ	2''' ²''' >08o	>B >C
1™ » ‹ b ö • N N4* o>&1™ *...j c 1™ (@2 b Ú b 0d 2 _ ö Y C è ç b 0d ,] K C c 2''' ²''' >/8o b 0d _ ö Y C4"4(Ó%4¶ ó \$ (0d N b 0d _4* o K j c 1™ » _6õK Ú b 2 ç b 0d _4* o K S œ†7VC >'	2''' ²	>C

y/æD7H#* o	2''' 2''' >/8o	>B
y/æ† *O»4* o í y/æ† i '¼.k 0°3U	2''' 2''' >08o 2''' 2''' >1•	>G
š f † *O»4* o í š f † i '¼.k 0°3U↳&y/æö€>'	2''' 2''' >18o_ > 8 Z =#ÝM• 2''' 2''' >/8o 2''' 2''' >1•	>G
1¤3 #Ý½ • &—F í D7H#* o	2''' 2''' >/8o b 0d _ ö Y C ¶ ó \$ (0d N b 0d	>B
1¤3 #Ý½ † *O»4* o í 1¤3 #Ý½ † i '¼.k 0°3U	2''' 2''' >08o_ > 8 Z =#ÝM• 2''' 2''' >08o 2''' 2''' >1•	>G
š f † *O»4* o í š f † i '¼.k 0°3U↳&1¤3 #Ý½ö€>'	2''' 2''' >08o_ > 8 Z =#ÝM• 2''' 2''' >/8o 2''' 2''' >1•	>G
è œA1™ (4Ä*(*O»4* o	2''' 2	>B
œA0ÉÂ i b • *O»4* o	2''' 2 è 0dN''' >1²	>G
i 8 ° Ü*O»4* o	2''' 2 2''' 2''' >2•	>B
M*ñ*O»4* o – Æö Ó ç [u • Æ ì 6ë X b M *ñ @œf ∈ S1™ (X @ M*ñ b P1β \ ^ • 1™ (X b>3>.>#• 6 [6 • œ β Æö Ó ç [u • Æ ì 6ë X b M *ñ @œf ∈ S1™ (X @ M*ñ b P1β \ ^ • 1™ (X b>3>.>#è V>5>.>#• 6 [6 • œ Á Æö Ó ç [u • Æ ì 6ë X b M *ñ @œf ∈ S1™ (X @ M*ñ b P1β \ ^ • 1™ (X b>5>.>#è V>7>.>#• 6 [6 • œ ½ Æö Ó ç [u • Æ ì 6ë X b M *ñ @œf ∈ S1™ (X @ M*ñ b P1β \ ^ • 1™ (X b>7>.>#è V>/>.>.># • 6 [6 • œ	2''' 2''' >08o	>B >C >D >G
æ_ í %%i*O»4* o>&1™ (@2 b Ú	2''' 2''' >08o	>D

別表第2（第3条関係）

法令違反行為	分類
<p>(1) 刑法第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p>	B
<p>(2) 刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第1項、第124条第2項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第2項、第130条若しくは第132条に規定する罪、同法第136条若しくは第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第141条（第136条又は第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条から第178条まで、第180条（第176条、第177条又は第178条に係る部分に限る。）、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第226条の3、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の3又は第227条（第4項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の2に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為</p>	C

(3) 刑法第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第208条の2第1項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(4) 刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
(5) 刑法第209条第1項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(6) 爆発物取締罰則第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(7) 爆発物取締罰則第3条から第6条まで、第8条又は第9条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
(8) 爆発物取締罰則第7条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(9) 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3に規定する罪に当たる違法な行為	C
(10) 暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(11) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(12) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(13) 軽犯罪法第1条（第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(14) 消防法第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(15) 消防法第44条（第10号、第13号又は第20号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第16条の3第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第25条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為	F
(16) 道路運送法第101条第2項又は第102条（これらの規定中人を死亡させた場合に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(17) 道路運送法第100条第1項若しくは第2項、第101条第1項、第2項（人を傷つけた場合に限る。）若しくは第3項又は第102条（人を死亡させた場合を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(18) 森林法第202条第1項又は第204条（第202条第1項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(19) 航空法第150条（第3号、第3号の2、第3号の3又は第6号	F

に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	
(20) 航空機の強取等の処罰に関する法律第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
(21) 航空機の強取等の処罰に関する法律第4条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(22) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第2条、第3条第2項又は第5条(第2条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	B
(23) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第1条、第3条第1項、第4条、第5条(第1条、第3条第1項又は第4条に係る部分に限る。)又は第6条第2項の罪に当たる違法な行為	C
(24) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第2条から第4条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	B
(25) 人質による強要行為等の処罰に関する法律第1条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(26) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第2項に規定する罪に当たる違法な行為	B
(27) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第9条第1項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(28) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条又は第4条に規定する罪(同法第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。)に当たる違法な行為	B
(29) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項(第8号、第9号又は第11号から第15号までに掲げる罪に係るものに限る。)若しくは第2項に規定する罪(第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。)、第4条に規定する罪(第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。)又は第7条若しくは第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(30) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(31) 出入国管理及び難民認定法第70条第1項(第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。)、第73条の2、第74条又は第74条の6に規定する罪に当たる違法な行為	C
(32) 出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(33) 関税法第108条の4第1項、第2項若しくは第3項、第109条第	C

1項、第2項若しくは第3項又は第112条第1項（第108条の4第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
(34) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(35) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第1項若しくは第3項（第1項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の7、第31条の11第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）若しくは第2項、第31条の16第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第31条の17第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(36) 銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項（第3号に係る部分に限る。）若しくは第3項（第3号に係る部分に限る。）又は第32条第4号若しくは第5号に規定する罪に当たる違法な行為	D
(37) 銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
(38) 大麻取締法第24条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(39) 覚醒剤取締法第41条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(40) 覚醒剤取締法第41条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第3項（第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第41条の3（第30条の6に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(41) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
(42) 麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第3項（第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第65条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第66条の3（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(43) あへん法第51条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
(44) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する	B

法律第5条（輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	
(45) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第7条又は第8条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
(46) 道路法第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(47) 道路法第102条又は第103条に規定する罪に当たる違法な行為	D
(48) 道路法第104条から第106条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	F
(49) 道路交通法第115条、第117条、第117条の2又は第117条の2の2に規定する罪に当たる違法な行為	C
(50) 道路交通法第116条、第117条の3、第117条の3の2、第117条の5（第3号に係る部分を除く。）、第118条、第118条の2、第118条の3又は第119条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(51) 道路交通法第119条第2項、第119条の2、第119条の3第1項（第7号又は第8号に係る部分を除く。）、第2項、第120条又は第121条に規定する罪に当たる違法な行為	F
(52) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	D
(53) 自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条第2項又は第3項に規定する罪に当たる違法な行為	F
(54) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までに規定する罪に当たる違法な行為	C
(55) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第78条（第27号（第64条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(56) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第80条（第2号（第63条に係る部分に限る。）又は第3号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第64条第2項の規定に違反する行為	F
(57) 放射性同位元素等の規制に関する法律第52条（第11号（第33条第1項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
(58) 放射性同位元素等の規制に関する法律第55条（第8号又は第14号（第32条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第33条第2項の規定に違反する行為	F

(59) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(第3条(第1項及び第2項に係る部分に限る。))に規定する罪に当たる違法な行為	B
(60) 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第5条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(61) 労働基準法第117条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(62) 労働基準法第118条第1項(第6条又は第56条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	D
(63) 職業安定法第63条(第1号に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(64) 職業安定法第64条(第9号に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(65) 児童福祉法第60条第2項(第34条第1項第4号の2に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(66) 下請代金支払遅延等防止法第10条に規定する罪に当たる違法な行為	C
(67) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第3項の規定に違反する行為	E
(68) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第59条第1号(第4条第1項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為	C
(69) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(68)までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。)	O
(70) 法、法に基づく命令及び法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(68)までに掲げる行為以外のもの(罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。)	I
(71) (1)から(70)までのいずれかに掲げる法令違反行為(罰則の適用があるものに限る。)を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為	当該法令違反行為に係る分類と同一の分類